

会議名	令和6年度（2024年度） 第3回 宝塚市子ども審議会小委員会		
日時	令和6年（2024年）8月20日（火） 午後 1時30分～ 午後 3時30分	場所	市役所 政策会議室
出席者	委員	中谷奈津子、松島京、椎山美恵子、田中誠、山田慎治、藤井真人、藤田かおり（敬称略） 計7名（欠席2名）	
	事務局	子ども政策課長、同係長、同係員	
	拡大事務局	子育て応援課長、子ども家庭支援センター所長、子ども発達支援センター所長、保育企画課長、同副課長、保育事業課長、アフタースクール課長、子ども総合相談課長、家庭児童相談課長、健康推進課長、基幹相談支援センター担当課長、せいかつ支援課長、学校教育課長、幼児教育センター所長 計14名（欠席3名）	
会議の公開・非公開	公開	傍聴者	なし
内 容（概要）			
<p>1 開会</p> <p>会議の公開について 事務局： 当審議会については公開を原則としている。本日は、傍聴者はなし。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン（素案）について ○事務局から、資料1、参考資料（実績）、参考資料2～4に基づき、成果指標の設定について説明。</p> <p>委員長： 中長期的な成果指標について審議する。すべてアンケートによる指標となっているようだが、対案の議論の必要はないか。</p> <p>事務局： 5年間の計画であり、サービス受益者にどのように評価されているかが重要と考え、アンケート結果を採用している。</p> <p>委員長： アンケートによる指標は毎年把握できるのか、それとも5年ごとか。</p> <p>事務局： 短期的に成果が出るものでもないので、5年ごとにアンケートを実施している。</p> <p>委員： P.43の矢印の方向について、「子育てに負担を感じることもある」の指標方向が下向きなのは、負担感が以前のアンケート結果と比べて減っているという意味か。</p> <p>事務局： 目指すべき指標方向なので、現状値よりも下げたいという意味である。分かりやすいように項目名の変更を検討する。</p> <p>委員長： 施策3に「子どもの権利があることを知っていた」という成果指標があるが、「教育環境の整備」の施策の方向性における成果指標となっていることに違和感がある。意図を教えてください。</p> <p>事務局： 子どもの権利サポート委員会を子ども政策課で所管し、学校を通じて子どもの権利について出前授業を行ったり、悩み事の相談に応じる内容を記載したリーフレットやダイヤルカードを配布したりしている。子どもの人権擁護という観点では教育環境を整えていくことも大事と考え、子どもの権利サポート委員会の周知を図る意図もあって「教育環境の整備」に入れている。</p> <p>委員長： 子どもの権利は非常に大事なことであるが、「子どもの社会参加の促進」の施策の方向性の成果指標とする方が馴染むのではないか。</p> <p>事務局： 教育委員会とも連携し、子どもの権利について知ってもらうという点では教育現場を通じた活動も切り離せないで、「教育環境の整備」に入れてはどうかと考えている。</p> <p>委員長： 学校サイドとしては、「子どもの権利があることを知っていた」を「教育環境の整備」に入れることに違和感はないか。</p> <p>委員： 子どもたちが自分たちの権利を知るのは、学校教育の中が大きな機会となるので、大</p>			

きな違和感はないと感じる。

委員： 私は違和感がある。子どもの権利があることを子どもが知ることはもちろん大切であり、教育を通じて周知されることも必要だが、子どもの権利は抽象度が高く、大きな枠組みの話で、教育環境の充実や子どもが相談しやすい環境の充実など、様々な取組を通して結果的に子どもの権利が守られることになると思うので、ここに入るのは違和感がある。

委員長： 「教育環境の整備」について、「子どもの権利があることを知っていた」という割合が高くなるのが「教育環境の整備」になるとは思えないので、違う指標を当てたほうがよいのではないか。

事務局： 必ずしも「教育環境の整備」につながらないのではないかとということなので、より適した指標がないか、検討する。

委員： 参考資料3について、新しく総合相談窓口を設けたことで一定程度の成果が上がったと評価されているが、教育相談や家庭児童相談等は、それぞれの個別の相談窓口で相談することが多いと思うので、数値による評価は難しいと感じた。総合相談窓口がないときは、どこに相談したらよいか分からないという声が多かったが、逆に総合窓口になったことで何を相談してよいか分からないという課題が出ていると思う。どういう相談ができるかを発信するともっと機能すると思う。

委員： 施策4の中学2年生に対するアンケートで「これまでにインターネットを利用して困ったことや嫌なことはない」に対する回答の多くが「ない」となっているが、これはネット犯罪等を想定して回答されたものか。単に使い方の難しさを想定して回答したものになっていないか。

事務局： アンケートの選択肢が「身に覚えのない料金の請求」「オンラインゲームで被害にあった」「SNSで嫌がらせを受けた」等になっており、使い方の難しさを想定して回答されたものではない。

委員長： 具体的な項目を挙げて、複数回答もできるようになっているようである。

○事務局から、資料1に基づき教育・保育について説明。

委員長： P.44「アンケート調査の結果から見込まれる1歳以降の保育ニーズの上昇を勘案して保育利用率を補正」「2歳時点で保育を利用する方は、3歳になった後も引き続き保育を利用すると考えられる」という説明はグラフのどこでわかるのか。

事務局： P.44、表の令和7年度2号認定（3～5歳）のアンケートに基づく①量の見込み（保育利用率）を見ると、国の手引きでは幼稚園・認定こども園・保育園と合わせて62%が令和11年度まで続くと考えられている。ただ、令和10年度は認定こども園・保育園の利用を52.3%から2%上げている。これは令和9年度の3号認定（2歳児）が64%で、3歳になったときに62%まで下がることはないと考えて調整した。令和11年度も同様に考えている。

委員： 待機児童ゼロを目指していると思うが、確保方策により待機児童ゼロになっていると理解してよいか。

事務局： 量の見込みは利用希望者数で、それに対する確保方策として認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業所、新制度に移行しない幼稚園、企業主導型保育施設、認可外保育施設の中で補助を出している指定保育所があり、それらの施設により、すべての利用希望者の受け入れが可能となるため、待機児童はゼロとなる。

委員： 令和10年度の3号認定2歳児の確保方策が761で、令和9年度の790から減っている。園数が減ったと勘違いしてしまうが、園数は減っていない。確保方策が定員数ではなく、在籍数なのであれば、そのことが分かるように表現を工夫した方がよいのではないか。

事務局： 定員数が減っていないのに確保方策の数字が減っているので分かりにくいと思うが、国の手引きではこのように作成することとなっている。量の見込みが右肩上がりだった頃から続いている作成方法で、量の見込みが減ってきている昨今においては、量の見込みに応じて確保ができていることが分かる記載としている。

委員： 説明を聞くと分かるが、前年度と比べて定員数が下がっているように見えるので違和

感がある。定員数を入れた方が、実態が分かりやすくなるのではないか。

委員長： 実際、定員数自体は余裕があるということか。

事務局： 令和7年度は確保できており、そこからニーズが下がった分は、基本的に廃園予定がないので、定員枠が余っているということになる。ただし、新たな乳幼児通園支援制度の動きもあり、改めて示される国の手引きを踏まえ、量の見込みや確保方を考える必要がある。

委員長： 定員数は示さないほうがよいのか。あるいは市民が混乱しないように国の手引きに基づいて作成しているという説明を加えたら安心できるのではないか。

事務局： 検討する。

委員長： P.44の「確保方策については、令和7年度以降についても保育所定員の弾力化も含めた確保策とする」とあるが、保育所の定員を多く設定していると思われる。将来的には定員を削減していくと思うが、この数字とどのように関連していくのか。

事務局： 現状は、保育所の面積や職員数等の要件を満たせば、本来の定員に対して120%まで追加で受け入れができる形になっている。宝塚市は待機児童が多い状況であったので、私立保育所も含め各施設で定員以上を受け入れていただいているため、ここに記載されている確保方策はその分を含めた数である。1～2歳児については、令和11年度まで弾力運用を行わなければ確保できない状況となっている。

○事務局から、資料1に基づき、(1)利用者支援事業～(4)子育て短期支援事業について説明。

委員： P.48放課後児童健全育成事業について、小学5、6年生の量の見込みが少ないが、基本的にこのような傾向か。

事務局： 5、6年生になると、自分で遊ぶ、留守番ができる、塾等の習い事等が増えることにより、高学年になるにつれて量の見込みは少なくなる傾向である。

委員長： 量の見込み、確保方策ともに少なくなるとの認識でよいか。

事務局： その認識でよい。ただし、補足として、放課後児童クラブは年齢別の枠を設定している訳ではなく、全年齢合計の量の見込みに対しての確保方策の数字となっている。

委員： 5、6年生の子を持つ家庭の話で、放課後児童クラブに子どもを行かせたいけれど行けないとの話を聞いたことがある。5、6年生は受け入れてもらえないのか。

事務局： 放課後児童クラブは各小学校区で対応するので、待機児童が出ているところと出ないところで差がある。待機児童が出ているところは、低学年の入所を優先するので、高学年の待機児童数が多くなる傾向がある。

委員長： 令和7年度の量の見込みが2,633に対し確保方策は2,398と少ないが、待機児童が発生する見込みという認識でよいか。その場合、対応は考えているか。

事務局： 令和6年度も民間の放課後クラブの新設等に取り組んだが、それを上回る申し込みがあり、300人以上の待機児童が発生した。そのため低学年の待機児童が多いところ、継続的に待機児童が見込まれるところについては、民間の放課後児童クラブの誘致を行うとともに、夏季休業期間中だけの利用要望もあるので、今年度は6月補正を組み、教育委員会の協力のもと、夏季臨時保育を実施した。検証しながら来年度も取り組みたい。

委員長： 時間外保育事業について、参考資料の令和5年度実績は469だが、資料1P.47の令和7年度は394と大きく減っている。その理由は何か。また、P.51についても、令和5年度実績が87、令和7年度は184と大きな開きがある。これはアンケート結果を見込んで算出したのか。

事務局： 参考資料「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策（実績）」の時間外保育事業を見ると、令和2年度実績611から毎年減少し令和5年度実績469となっている。その平均を取り、減少率等を勘案した結果、令和7年度は394と見込んでいる。令和11年度に向けて減少しているが、今後の見込み、人口動態等も踏まえ算出している。

委員長： 就労する保護者が減ったのか、子どもの数が減ったのか。

事務局： 就労形態の変化が挙げられると感じている。コロナ禍を機に在宅勤務が増えたこと、働き方改革の進展で延長をしなくなったこと等、複合的な要因があると考えられる。

事務局： P. 5 1 子育て短期支援事業は、コロナウイルス流行前は件数がもう少し多かった。コロナ流行期間を除いた平均値に、保護者のニーズがあっても入れなかった等の潜在的なケースを加えて算出した。

○事務局から、資料1に基づき、(5) 乳児家庭全戸訪問事業～(8-2) 一時預かり事業(幼稚園型を除く)、子育て援助活動支援事業〔就学前〕について説明。

委員： 一時預かり事業(幼稚園型)について、実施施設等は公私立幼稚園・認定こども園となっているが、市内私立幼稚園は実施していないので、公立幼稚園および認定こども園という表記になるのではないか。

事務局： 現在、市内で実施している私立幼稚園はないが、国の手引きでは私立も含めるようになっているので、市内の私立幼稚園は0として、私立も含めた人数で記載している。新たに実施する施設がある場合は、量の見込みや確保方策の数値を見直す。

委員長： 潜在的に実施される可能性もあるので、公私立としているということである。

委員： 園児数が減少しているにも関わらず一時預かりは500人ほど増えていっている。一時預かりの利用率が上がっている理由は何か。

事務局： 市民が市外私立幼稚園を利用する場合の数値も含むが、実績としては上がっている。幼稚園の利用者自体は全体的に減少傾向にあるが、就労意欲が上がっているため、一時預かりの利用率が上がっている。

委員： 利用率が上がるということで、実質の待機児童数とは違うのか。

事務局： 待機児童数とは違う話である。

委員： ファミリーサポートセンター事業について、子育て援助活動支援事業が増えており、今後もさらに増加するかもしれない。見込みとして令和7年度以降は3,977となっているが、これで足りるのか。また、これだけの数を確保するために、ファミリーサポートの会員の確保はどうしているのか。提供会員はどのように増やしていくのか。

事務局： ファミリーサポートセンター事業の需要は増えており、保育施設までの送迎と預かり、現在は保護者のリフレッシュやレスパイト目的で利用するケースが増えている。ただ、他の用途の利用頻度はそれほど増えておらず、今後、急速に需要が増えることは考えにくいので、この量の見込みとしている。一方で、依頼会員と提供会員のバランスが取れないとこの事業はうまく稼働しないので、アドバイザーが様々な機会を捉えて提供会員の募集に努め、確保に動いている。

委員： P. 5 3 地域子育て支援拠点事業について、ほとんどのブロックで需要の見込みが下がっているが、第5ブロックだけ増加が見込まれている。地域特有の事情があるのか。

事務局： 第5ブロックについては、実施施設のやまぼうし保育園の子育てひろばのニーズが高く、量の見込みの増加を見込んでいる。

委員長： 令和10年度から令和11年度で200人ほど増えているが、何か要因があるのか。

事務局： そこだけではなく、実績として近年右肩上がりなので、それを勘案した結果である。

委員長： 子育て層が多い地域か。

事務局： 地域特有ではなく、やまぼうし保育園が力を入れていて、webによる予約等、多くの人に使ってもらえる取り組みを行い、それに呼応して利用ニーズも伸びている。

○事務局から、資料1に基づき、(9) 病児保育事業～(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業について説明。

委員： P. 5 8 多様な事業者の参入促進・能力活用事業について、「新設参入事業者への巡回支援は、前年度に新設した認可保育所等の設置箇所数とした」とあるが、令和8年度の数値が令和7年度の数値より下がっている理由は何か。

事務局： 令和7年度のみ整備中の保育所が1カ所あり、4月から開園するので新設として巡回指導を行う。令和8年度以降は新設ではなく、定期的な巡回指導になる。新しくできた年にのみ計上している。

委員： 1年に4つの事業所だけサポートするということか。

事務局： 残りの4つは幼児教育無償化の対象外施設の利用料助成を継続的に行っている施設数

で、巡回指導は令和7年度に新たにできる1施設だけである。

委員長： 合算されているので分かりにくい。別々の行にしたり、括弧書きか何かの表記にしたりするなどできないか。今のままでは分からない。

事務局： 夏以降に国の手引きが出る予定であるが、それがまだ出ていない。確かに今の記載は分かりにくいので、手引きも踏まえながら分かりやすくするよう検討する。

○事務局から、資料1に基づき、「(14) 子育て世帯訪問支援事業～(17) 産後ケア事業」について説明。

委員長： 法律的には新しい事業だが、既存の取組を継続しているものもある。

委員： これらの事業はすべてとても大切なことなので、市だけでなく、幼稚園や保育園等、民間も含めた機能になるよう、連携を取りながら施策を考えていただきたい。行政だけでなく、民間も巻き込んですべての機関が協力して取り組む施策となることを願う。

委員長： 園が児童育成支援拠点事業の実施主体を担うことも考えられるのか。

委員： 手伝うことは可能かもしれない。実際に虐待の問題などは行政と連携しているが、初歩的なレベルは情報共有ができていない。様々なケースがあるので、うまく関係が作れて、学校に情報共有し、ケアのための準備をしてもらえれば、子どもは学生生活を続けられる。そこに気づかないことが一番の問題なので、情報共有の制度を考えていただくと、うまく連携した子育て環境が作れるのではないかと思う。

委員長： それぞれの施策展開だけではなく、施策同士をつなぐ機能も必要という意見である。

委員： 子育て世帯訪問支援事業や親子関係形成支援事業は連携等を含めると5年間の数値の見込みが変わる場合もあるのか。実績の数値を取っていく中で、量の見直しをすることもあるのか。

事務局： この事業に限らず、法改正や制度改正もあるので、適宜対応しながら、見直しを検討したい。

委員長： 養育支援訪問事業と子育て世帯訪問支援事業の違いは何か。

事務局： 子育て世帯訪問支援事業は、家事や子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭に対して家事等の支援を実施する事業で、これまでも養育支援訪問事業の中で行ってきたが、児童福祉法の一部改正により養育支援訪問事業は専門的な相談支援に特化し、人を派遣する家事支援とは別立てで考えるように通知があったため、子育て世帯訪問支援事業を新設した。

委員長： 養育支援訪問事業は専門職の訪問、子育て世帯訪問支援事業はホームヘルパー等による家事援助ということだが、そのマネジメント、アセスメントはどこがするのか。

事務局： 要対協のネットワークを活かし、支援が必要な家庭を察知した場合は連携して対応する。

委員長： 要対協がどちらを適用するかを考えるのか。

事務局： 養育支援訪問事業は家庭児童相談課が中核機関としてマネジメントするが、母子保健から上がるケースは健康推進課に中核機関を委ねる形になっており、対象家庭が通常の生活の中で関わりやすいところがマネジメントする。ただ、要保護児童という枠組みの中で管理するときは、家庭児童相談課の要対協と連携し、マネジメントする。

委員長： 保護者の状況やニーズによってマネジメント先が変わるということである。

○事務局から、資料1に基づき「3 教育・保育等の質の向上及び円滑な利用に係る取組体制」及び「第6章 計画推進に向けて」について説明。

委員： P.61「外国につながる幼児への支援・配慮」とあるが、文章では「外国籍の子ども」となっている。外国籍だけに限らず、外国にルーツがある子どもを指す言葉が「外国につながる」という表現だと思うので、下の文章は「外国籍等」としたほうがよいのではないか。「外国籍の子ども」に焦点を当てるなら「外国籍の幼児」と統一したほうがよいのではないか。

事務局： 検討する。

委員長： これは「幼児」なのか。「幼児」は1～5歳ではないか。確認していただきたい。「子

ども」にするか。「乳幼児」にすると就学前になってしまう。

事務局： それも併せて検討する。

委員長： 次回までに意見がある場合は、事務局に連絡をお願いします。

3 その他

○事務局より、次回の小委員会の案内。

閉会